

報道関係者各位

令和 7 年 8 月 1 2 日
栗 山 町 議 会

「NEO議員の学校」を開校します

栗山町議会は、平成 27 年、平成 31 年の 2 回にわたり無投票となったことを議会として重く受け止め、報酬と定数に関する調査特別委員会を設置し、あわせて議員のなり手問題と議員報酬と定数の小委員会も設置して調査研究を行ってきました。

なり手不足の問題については、調査結果を踏まえ、なり手を育成する土壌づくりの活動を議会としても取り組むべきであるとの結果となり、令和 5 年 2 月に議員を目指している方、関心のある方への講座「議員の学校」を開校しました。受講生は、町内外から 19 名の方が参加し、模擬議会を含む全 6 回のカリキュラムを行いました。令和 5 年 4 月の栗山町議会議員選挙では、定数 11 名に対し 14 名が立候補、その立候補者のうち 3 名が議員の学校の卒業生でした。また、由仁町でも卒業生 1 名が立候補し、4 名全員が当選を果たしました。

今回の「NEO議員の学校」は、議会議員の活動が 1 年間のサイクルで行われているため、「NEO議員の学校」も令和 7 年 8 月から令和 8 年 8 月までの 1 年間の講座期間としています。なり手不足の対応策のひとつであり、また、主権者教育を推進していくために、栗山町議会や近隣議会の議員を目指している方、議会や議員に関心のある方にご参加いただき、議会の役割や活動内容について学び、議員になるための「いろは」を 1 年間掛けて学んでいただく講座となっています。

※詳細は別紙「NEO議員の学校」チラシをごらんください。



【本件の問い合わせ先】

栗山町議会事務局 栗山町松風 3 丁目 2 5 2 番地

電話：0123-73-7517 FAX：0123-72-1233

メール：gikai-jimukyoku@town.kuriyama.hokkaido.jp

「NEO議員の学校」の取材等につきましては、下記事項を遵守していただきますようお願いいたします。

【遵守事項】

1. 事前に取材の申出及び承認した報道機関のみ、撮影およびインタビュー等の取材（以下、「取材等」という。）が可能です。取材等を希望する報道関係者の方々は、前日までにお電話またはメールでご連絡ください。当日、会場の広さによって人数を制限させていただきます場合があります。
2. 当日は、講義開始30分前より事務局にて受付をいたします。その際にお名刺を頂戴し事前のご連絡と照合します。虚偽の報告があった場合は入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 取材中は各自腕章等を着用し、取材撮影中であることがわかるようにしてください。
4. 取材等を行う際は、身分・連絡先等を提示して、了解を得たうえで行うようお願いいたします。
5. 受講者の連絡先など個人情報を収集する場合は、使用目的等を本人へ説明し、同意を得てからをお願いいたします。また、その他の目的に使用・転用しないようお願いいたします。
6. 受講者から取材等の拒否があった場合は、すぐに取りやめていただきますようお願いいたします。その場合は、撮影等の内容について、放送等に使用することがないようにお願いいたします。
7. 講義中の様子を撮影される場合、原則受講者が映り込まないようにお願いいたします。
8. 撮影および映像の使用については、受講者の顔が判別できない場合（後ろ姿等）でも必ず本人の承諾を得てから使用するようお願いいたします。
9. 取材等のために受講者を長時間拘束するようなことはお控えいただけますようご配慮をお願いいたします。
10. インタビュー等は、講座開始前や休憩時間に行うなど、受講者や講義の進行の妨げとならないようご配慮をお願いいたします。

以上のことを遵守し、受講者に対して不快感を与えないよう、ご配慮をお願いいたします。取材ルールが守られていない場合は、取材を中止していただく場合もございます。

※ 栗山町議会議員への取材につきましては、議長、副議長が対応いたします。

※ 議員・受講者にも同様に、SNS等情報取り扱いの注意喚起を実施しています。